

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第5号

平成29年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年10月6日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 藤 和 雄

- 1 期 日 平成29年10月16日（月） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成29年10月16日

○現在議員12名で次のとおり

1番	石	渡	康	郎
2番	村	田	穰	史
3番	山	口	文	明
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	林		政	男
7番	林		修	三
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

平成29年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成29年10月16日（月曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第6号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第6号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 議案第5号の質疑、討論、採決
11. 議案第6号の質疑、討論、採決
12. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	石	渡	康	郎
2番	村	田	穰	史
3番	山	口	文	明
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	林		政	男
7番	林		修	三
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	菊	間	隆	夫
消 防 長	豊	田	光	弘
次 長	太	田	文	和
総 務 課 長	石	井	美	智
予 防 課 長	秋	元		芳
警 防 課 長	立	崎	俊	和
指 揮 指 令 課 長	渡	邊	敏	行
佐 倉 消 防 署 長	山	田	政	二
志 津 消 防 署 長	郡	司	敏	夫
八 街 消 防 署 長	藤	崎	昌	之
酒 々 井 消 防 署 長	原	田	英	樹

○議会議務局出席職員氏名

書	記	長	岡	野	好	伸
書		記	深	澤	則	広
書		記	敦	賀	和	隆

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時32分)

○議長(山口文明) 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

したがって、平成29年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長(山口文明) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について、また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山口文明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号11番、小早稲 賢一議員、議席番号12番、宮野孝雄議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(山口文明) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第6号の上程、説明

○議長(山口文明) 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号までの6件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 蕨 和雄 登壇)

○管理者（蕨 和雄） 本日、ここに平成 29 年 10 月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 平成 28 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額 44 億 7,491 万 891 円に対し歳出総額 44 億 1,480 万 250 円で、歳入歳出差引額は 6,011 万 641 円とし、翌年度へ繰り越すべき財源は無く、全額を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。

なお、本決算につきましては、去る 8 月 29 日に監査委員の審査を受け要望事項をいただいておりますので、より一層消防業務の適切な執行に努めてまいります。

議案第 2 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の大量退職時期を迎えるにあたり、消防力の低下防止策として計画的に人員調整を図りたく、消防吏員の定数を引き上げるものでございます。

議案第 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児又は介護を行う職員につきまして、深夜勤務や時間外勤務の制限を規定するなど職員の就業環境の整備を図りたく、所要の改正をいたそうとするものでございます。

議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の対象となる者の範囲が拡大された事に伴い対象となる者を条例で規定し、職員の就業環境の整備を図りたく所要の改正をいたそうとするものでございます。

議案第 5 号 平成 29 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 418 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 4,299 万円といたそうとするものでございます。

議案第 6 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、千葉県内の軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付等に関する事務について、継続性及び安定性の観点から、千葉県市町村総合事務組合において共同処理を実施する事務の変更及びこの事務の変更に伴い規約を改正することについて協議を行い、議決を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につき

ましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（山口文明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 太田文和 登壇）

○次長（太田文和） 消防本部次長の太田文和でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、決算書の3ページからの歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。歳入から説明をいたします。

1款1項1目常備消防費分担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに36億5,962万8,000円で、これは構成市町からの常備消防費の分担金でございます。別冊になっております、主要施策の成果の説明書の3ページ、3構成市町別分担金収入状況の常備消防費の項をご覧ください。佐倉市の分担金は22億1,539万9,000円で、分担割合は60.52%でございます。八街市の分担金は10億4,439万5,000円で、分担割合は28.55%でございます。酒々井町の分担金は3億9,983万4,000円で、分担割合は10.93%でございます。この分担割合は、前年度の消防費に係る基準財政需要額の割合で負担をいただいております。

それでは、再び、決算書の3ページにお戻りください。2目長期債償還分担金は、予算現額は3億3,696万2,000円で、調定額及び収入済額ともに3億3,695万8,071円でございます。長期債償還分担金につきましては、起債対象事業ごとの借り入れ別にそれぞれ構成市町に分担していただいております。平成28年度の収入状況は備考欄に記載してございますが、佐倉市が2億4,428万5,351円、八街市が6,647万7,987円、酒々井町が2,619万4,733円でございます。

続きまして1款2項1目庁舎建設費負担金につきましては、予算現額は256万7,000円で、調定額及び収入済額ともに256万5,600円でございます。これは、佐倉消防署神門出張所庁舎改築設計業務委託及び地質調査業務委託に係る負担金でございます。

次に、2款1項1目手数料につきましては、予算現額が200万円で、調定額及び収入済額ともに298万6,670円でございます。これは、危険物施設の許可申請手数料等の収入でございます。

次に、3款1項1目国庫補助金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに1,974万2,000円で、これは、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊消防ポンプ自動車に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

続きまして4ページに進んで、4款1項1目県補助金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに844万1,000円で、これは、救助工作車Ⅱ型に対する消防防災施設強化事業補助金でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金につきましては、予算現額2,000円、調定額及び収入済額ともに1,468円で、これは、財政調整基金預金利子でございます。

2項1目物品売払収入につきましては、予算現額95万円、調定額及び収入済額ともに96万5,000円で、これは、更新した水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車及び救助工作車の車両3台の売払いによる収入でございます。

次に、7款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、予算現額4,793万7,000円で、調定額及び収入済額ともに4,793万6,000円でございます。

5ページにお進みください。8款1項1目繰越金につきましては、予算現額が401万7,000円で、調定額及び収入済額ともに401万5,200円でございます。これは、前年度の繰越金でございます。

9款1項1目預金利子につきましては、予算現額1,000円、調定額及び収入済額ともに7,205円でございます。これは、歳計現金預金利子でございます。

9款2項1目雑入でございますが、予算現額が1億7,877万1,000円で、調定額及び収入済額ともに1億7,916万4,677円でございます。雑入の主なものといたしまして、備考欄に記載してございますが、退職手当負担金還付金が1億7,077万105円、保険事務手数料が320万7,360円、高速自動車国道救急業務支弁金が、255万3,750円でございます。

10款1項1目組合債につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに2億1,250万円でございます。これは、消防車両整備事業といたしまして、佐倉消防署の災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車及び災害対応特殊消防ポンプ自動車、八街消防署の救助工作車Ⅱ型及び高規格救急自動車の更新事業、消防庁舎整備事業といたしまして、佐倉消防署神門出張所庁舎改築設計業務委託及び地質調査業務委託に伴う組合債でございます。

以上で歳入について説明を終わりにさせていただきます。

次に、歳出でございますが、6ページにお進みください。1款1項1目議会費につきましては、予算現額が121万7,000円で、支出済額は116万3,051円、執行率は95.57パーセントでございます。支出の主なものは、組合議会議員報酬、組合議会行政視察に係る旅費及びバス借上料でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、予算現額が143万2,000円で、支出済額は137万242円、執行率は95.69パーセントでございます。支出の主なものは、特別職給料、財政調整基金積立金、報償費等でございます。

2項1目監査委員費につきましては、予算現額が10万9,000円、支出済額が10万4,100円でございます。支出の主なものは監査委員報酬でございます。

7ページにお進みください。3款1項1目常備消防費の予算現額は、41億2,173万1,000円で、支出済額は40億6,513万9,186円、執行率は98.63パーセントでございます。節ごとの主な支出といたしまして、人件費で、2節給料15億3,694万2,078円、3節職員手当等12億7,781万4,949円、4節共済費5億3,300万3,611円等で、人件費の常備消防費に占める割合は、82.4パーセントでございます。

8ページにお進みください。11節需用費の支出は1億3,218万4,982円で、主なものは光熱水費が4,327万7,655円、貸与品購入費が3,570万7,563円、修繕料が1,900万2,950円でございます。

13節委託料の支出は3,746万2,316円で、備考欄に記載のとおり、各種設備・機械器具の保守業務及び

職員定期健康診断等の委託料でございます。なお、消防業務特有の事業で主なものは、はしご付消防自動車の保守点検、救急用機器保守点検、救急救命士病院研修委託、指令システムの運用に伴う車載端末地図データ更新、消防救急デジタル無線機保守点検等でございます。

12 ページにお進みください。14 節使用料及び賃借料の支出は、3,111 万 7,985 円で、備考欄に記載のとおりでございますが、このうち機器賃借料が 2,702 万 5,584 円で、各種事務用機器等の賃借料でございます。

18 節備品購入費の支出は、2 億 5,681 万 8,649 円で、内訳といたしまして車両購入費が、2 億 4,640 万 8,868 円、消防用ホース等の警防用備品購入費が、683 万 6,842 円でございます。

19 節負担金、補助及び交付金は、6,370 万 9,092 円で、備考欄に記載のとおりでございますが、主なものといたしまして、県消防学校入校負担金 315 万 6,060 円、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会負担金 684 万 1,500 円、消防救急デジタル無線設備維持管理負担金 947 万 4,008 円、ちば消防共同指令センター運営経費負担金 3,907 万 4,294 円等でございます。

13 ページにお進みください。23 節償還金、利子及び割引料の支出は、1 億 7,478 万 5,305 円で、構成市町償還金でございます。

3 款 1 項 2 目庁舎建設費は、佐倉消防署神門出張所庁舎改築設計業務委託及び地質調査業務委託で、予算現額 1,006 万 7,000 円、支出済額は 1,006 万 5,600 円でございます。

4 款公債費は、予算現額 3 億 3,696 万 3,000 円で、支出済額は 3 億 3,695 万 8,071 円でございます。

5 款予備費の支出は、ございませんでした。

次に、14 ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が 44 億 7,491 万 891 円、歳出総額が 44 億 1,480 万 250 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 6,011 万 641 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでした。なお、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定により、6,011 万 641 円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。

次に、15 ページの財産に関する調書の 1 公有財産及び 16 ページの 2 物品につきましては、表に記載のとおりでございます。なお、3 基金の財政調整基金につきましては、前年度末現在高は 8,536 万 6,000 円、決算年度中増減高は 873 万 6,261 円の減であり、決算年度末現在高は 7,662 万 9,739 円であります。

なお、平成 28 年度の各事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果の説明書に記載のとおりでございます。

以上で議案第 1 号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして議案第 2 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防職員のうち階級を有しないその他の職員の定年退職に伴い、第 2 条第 2 号中のその他の職員定数を 1 人減じ 4 人とし、同条第 1 号中の消防吏員定数を 395 人といたそうとするものでございます。

消防吏員につきましては、今後、大量退職期を迎え、特に平成 35 年度から平成 38 年度の 4 年間では 75 人の職員、職員全体の約 20%を占める職員が定年退職を迎えることとなり、消防力の低下を防止すること

から計画的に人員調整を図りたく、消防吏員定数を引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行をいたそうとするものでございます。

続きまして議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を推進するため地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、育児休業等の対象範囲が拡大されたことに伴い、本条例における育児休業等の対象に特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、その他これらに準ずる者を新たに加えるほか、働きながら育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除、深夜勤務の免除及び時間外勤務の制限について規定し、職員の就業環境の整備を図るものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行をいたそうとするものでございます。

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第3号同様、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を推進するため地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、育児休業等の対象範囲が拡大されたことに伴い、本条例における育児休業等の対象に特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、その他これらに準ずる者を新たに加えるほか、非常勤職員の育児休業に係る要件を規定し、職員の就業環境の整備を図るものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行をいたそうとするものでございます。

続きまして議案第5号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,299万円といたそうとするものでございます。

細部につきましては、補正予算書の6ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書2の歳入でございますが、7款1項1目財政調整基金繰入金を418万7,000円増額し、418万8,000円といたそうとするものでございます。

続きまして3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費は、補正前の額が41億4,770万円で、418万7,000円を増額し、41億5,188万7,000円といたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、18節備品購入費を高度救命処置用資機材のうち、気道確保用資機材でありますビデオ硬性挿管用喉頭鏡を各救急隊に配備するため、418万7,000円を増額いたそうとするものでございます。

続きまして議案第6号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、現在、千葉県内の全市町村から千葉県町村会へ委託されている軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務について、千葉県市長会長から共同処理する事務として追加依頼があったことから、千葉県市町村総合事務組規約中の共同処理する事務に係る規定について改正をするため、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第1号、平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号、平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第5号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第6号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（山口文明） 以上をもちまして、平成29年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時13分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 山 口 文 明

署名議員 小 早 稻 賢 一

署名議員 宮 野 孝 雄